

## 重要インフラ各分野における事業法等の制度的枠組みの状況について

「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」において、「必要に応じて、情報セキュリティ対策を関係法令等における保安規制として位置付けること」など制度的枠組みを適切に改善する取組を継続的に進める」とされているが、現状は以下のとおり。

○:該当あり △:一部該当あり □:策定を調整中 -:該当なし

重要インフラ分野	情報通信	金融	航空	空港	鉄道	電力	ガス	政府・行政サービス	医療	水道	物流	化学	クレジット	石油	合計			
															○	△	□	-
1. システム不具合事案が発生した際に「報告徴収」を行うことができる法令上の規定の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (※1)	○	○ (※1)	14	0	0	0
2. システム不具合事案発生時等に、重要インフラ事業者等に「立入検査」を行うことができる法令上の規定の有無	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○ (※1)	○	○ (※1)	13	0	0	1
3. システム不具合事案の発生防止に係る「改善命令」を行うことができる法令上の規定の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (※1)	○	○ (※1)	14	0	0	0
4. サイバーセキュリティに係る保安規程・技術基準等の有無	省令 △ (※2)	-	-	-	-	○	○	-	-	○ (※3)	-	-	-	-	3	1	0	1
	事業所管省庁が発出している保安規程・技術基準等 △ (※2)	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	□ (※4)	○	-	10	1	1	

※1: 事業法が存在しないものの、複数の関係法令に基づき対応が可能。

※2: 情報通信については、現状、電気通信は省令で定めているが、放送・ケーブルテレビは総務省の情報通信審議会 情報通信技術分科会(第143回:令和元年6月18日)において、「地上デジタルテレビジョン放送等の安全・信頼性に関する技術的条件」に係るサイバーセキュリティの確保に関する検討を開始する旨が報告された(答申:令和元年12月を予定)。

※3: 水道分野について、サイバーセキュリティに係る保安規定・技術基準に関する省令改正(水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第59号))を施行予定(令和2年4月)

※4: 業界において安全基準、ガイドライン等を既に整備済みであるが、国としてのガイドライン等の策定も調整中。

(参考)重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画(抄)

Ⅲ. 計画期間内に取り組む情報セキュリティ対策

1.2 安全基準等の継続的改善

重要インフラ事業者等及び重要インフラ所管省庁は、重要インフラ全体の防護能力の維持・向上を目的とし、各重要インフラ事業者等の対策の経験から得た知見等をもとに、継続的に安全基準等を改善する。

具体的には、情報セキュリティ対策の運用、内部監査・外部監査、ITに係る環境変化の調査・分析の結果、演習・訓練及び重要インフラサービス障害対応等から課題を抽出し、リスク評価を経て、安全基準等の継続的な改善に取り組む。安全基準等の検証に際しては、指針及び内閣官房が公表した社会動向の変化・新たな知見を用いることとする。

加えて、内閣官房及び重要インフラ所管省庁は、情報セキュリティを更に高めるため、安全等を維持する観点から必要に応じて、情報セキュリティ対策を関係法令等における保安規制として位置付けることや、機能保証の観点から適切な情報セキュリティ対策を実施できるようサービス維持レベルを関係法令等において具体化することなど、制度的枠組みを適切に改善する取組を継続的に進める。

内閣官房は、重要インフラ所管省庁による安全基準等の改善状況を年度ごとに調査し、その結果を公表する。